

## 2.財政投融资

事業者が、対策地域内外に使用の本拠を有し、排出基準に適合しない自動車を基準適合車に一定の条件のもとで買い換える場合等について、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民金融公庫からの低利融資制度が用意されています。

金融機関	対象者	内 容
日本政策投資銀行  連絡先: 環境エネルギー部 03-3244-1620	株式会社、組合、財団法人など 組織形態のもの	①排出基準適合車の取得(自動車NOx・PM法対策地域内:政策金利Ⅲ、自動車NOx・PM法対策地域外:政策金利I)
		②低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車)の取得(政策金利I)
		③DPFの装着(政策金利I)
		④低PM認定車の取得(政策金利I)
		⑤燃料供給設備の取得(政策金利I)
		融資比率(40%)、貸付期間(5~10年程度)
中小企業金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-1260 名古屋相談センター 052-551-5188 大阪相談センター 06-6345-3577 福岡相談センター 092-781-2396	中小企業金融公庫法第2条に 定める中小企業者	①排出基準適合車の取得 (自動車NOx・PM法対策地域内:特別利率③ 自動車NOx・PM法対策地域外:特別利率①)
		②低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド自動車)の取得 (特別利率②)
		③低PM認定車の取得(特別利率②)
		貸付限度(7億2,000万円)
国民生活金融公庫  連絡先: 東京相談センター 03-3270-4649 名古屋相談センター 052-211-4649 大阪相談センター 06-6536-4649	中小企業者であって、右記自 動車を取得するもの	①排出基準適合車の取得 (自動車NOx・PM法対策地域内:特別利率③ 自動車NOx・PM法対策地域外:特別利率①)
		②低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド自動車)の取得 (特別利率②)
		③低PM認定車の取得(特別利率②)
		貸付限度(7,200万円)